



◎地方長官會議開催

特別臨時議會が終了したので、諸法律の實施と豫算の施行と庶政一新並軍肅問題の徹底とを効果的ならしむる必要から六月十四日地方長官會議が招集せられ翌十五日首相官邸に集合開會し一週間で終了した、第一日は廣田總理大臣有田外務大臣林司法大臣の訓示があつて其の日の正午一道三府四十三縣の地方長官に午饗の御陪食が仰付けられ午後聖上陛下には畏くも潮内務大臣侍立の上各長官を近くに召され地方の民情等に關し御下問あらせられ各恐懼謹みて奉答する所があつた十六日及十七日は内務省に於て開會潮内務大臣は一條の訓示を爲し引續き左の事項を指示され

た。

- 一、都市防護ニ關スル件
- 一、神職教養ニ關スル件
- 一、神社行政ノ振興ニ關スル件
- 一、選舉肅正運動ニ關スル件
- 一、市町村ニ對スル實質的指導ニ關スル件
- 一、臨時町村財政補給金ニ關スル件
- 一、地方財政及稅制改正ニ關スル件
- 一、治安ノ確保ニ關スル件
- 一、土木事業ノ企畫經營ニ關スル件
 (土木事業ハ産業經濟ノ基礎的施設タルニ鑑ミ之カ
 企畫經營ニ關シテハ克ク日進ノ世運ニ順應シ事業ノ
 經濟的效果、能率其ノ他技術ト經濟トノ調和ニ慎重
 ナル考究ヲ加ヘ統制アル實施計畫ノ下ニ緩急其ノ宜
 シキヲ制シ努メテ科學的檢討ノ下ニ事業ヲ遂行セラ
 ルルヤウ意ヲ致サレタシ)
- 一、農村衛生狀態ノ改善ニ關スル件

一、結核豫防國民運動振興ニ關スル件

一、癩豫防ニ關スル件

一、醫療普及ニ關スル件

一、麻藥取締ニ關スル件

一、退職積立金及退職手當法ニ關スル件

一、健康保險ノ業務改善ニ關スル件

一、救護法施行ニ關スル件

一、地方改善事業ニ關スル件

一、協和事業ニ關スル件

一、職業紹介法ノ改正ニ關スル件

一、郷倉ノ指導監督ニ關スル件(東北地方關係)

一、農村共同施設ニ關スル件(同)

一、出稼者保護指導ニ關スル件(同)

であつて審議研究する所があつた、十八日は農林大臣十九日は陸海兩大臣及文部大臣二十日は大藏大臣、商工大臣か各訓示された。尙潮内務大臣訓示要旨は左之通である。

潮内務大臣訓示要旨

時局當面ノ要務ニ關シテハ曩ニ各位ノ會同ニ於テ其ノ大綱ニ付開陳スル所アリタルモ茲ニ再び各位ノ會同ヲ煩ハシ内政諸般ノ事項ニ關スル所見ノ一端ヲ披瀝シ以テ各位ノ留意ヲ求メントス

敬神崇祖ノコトタル我國傳統ノ美風ニシテ又實ニ國民道德ノ根源タリ而シテ諸般ノ行政ハ常ニ祭祀ト一致シテ克ク其ノ實績ヲ舉グルヲ致セリ然ルニ世相人心ノ推移ニ伴ヒ動モスレバ此ノ淳風ニ動搖ヲ來スガ如キ虞ナキニアラザリシモ近時國體觀念ノ宣明ト國民精神ノ振興トニ因リ神社崇敬ノ念一段ノ昂揚ヲ示シ來レルハ洵ニ幸慶ニ堪ヘザル所ナリ惟フニ現下ノ情勢ニ鑑ミ此ノ難局ヲ克服センガ爲ニハ此ノ際益惟神ノ大道ヲ闡明ニシ祭祀ヲ莊重ニシ以テ敬神崇祖ノ信念ヲ普ク國民ニ徹底セシムルノ要殊ニ切ナルモノアルヲ信ズ

自治行政ノ隆替ハ國運ノ進展ニ關スル所甚ダ大ニシテ庶政ノ一新亦地方自治ノ刷新ニ埃ツ所極メテ多シ然ルニ自治ノ運營殊ニ市町村ニ對スル指導監督ノ實際ヲ見ルニ往々形

式ニ拘リ理論ニ泥ミ消極的ニ過誤ナカランメントスルニ專ラナルノ結果却テ自治ノ實質圓滿ナル發達ヲ損フノ虞ナシトセズ仍テ將來ニ於テハ進ンデ市町村內ノ融合協和ヲ圖ルハ勿論或ハ市町村內ニ於ケル各種機關ノ對立ノ弊ヲ除キ綜合的運行ニ依リテ其ノ機能ノ發揚ヲ十全ナラシメ或ハ部落ヲ單位トスル活動ノ促進ニ勉ムル等自治團體ノ指導監督ニ付テハ須ラク實質的誘導ノ新生面ヲ拓キ以テ時局ニ對應セル自治行政ノ振起作興ニ一段ノ工夫ト努力トヲ加フル所ナカルベカラズ

地方財政ハ比年膨脹ヲ告ゲ地方稅ノ負擔亦累年重キヲ加ヘ就中經濟力薄弱ナル地方團體ニ於ケル財政ノ困難甚シキモノアリ依テ政府ハ昭和十一年度ニ於テ財政特ニ窮乏セル町村ニ對シ新ニ臨時町村財政補給金ヲ交付スルコトトシ以テ負擔ヲ輕減スル爲應急ノ措置ヲ講ジタリ即チ其ノ實施ニ關シテハ慎重ナル注意ヲ拂ヒ殊ニ本補給金ノ使途ニ付其ノ監督ヲ嚴重ニシ苟モ放漫ニ流ルルガ如キコトナカラシメザルベカラズ政府ハ更ニ地方財政及稅制ノ全般ニ亘リテ之ガ

改善ノ方策ヲ究明シ地方財政ノ基礎ヲ確立スルト共ニ國民負擔ノ均衡ヲ圖リ以テ國民生活ノ安定ニ資スル所アラシメントス各位ハ是等政府ノ施設計畫ニ協力セラルルト共ニ地方團體ニ於テ自ラ措施畫策シ得ベキ事項ニ付テハ著々之ガ實行ノ方途ヲ講ジ以テ地方財政ノ改善刷新ヲ圖ラレンコトヲ要ス

選舉肅正運動ハ朝野一致ノ異常ナル熱意ト努力トニ依リ未會有ノ國民的大運動ニ進展シ過般ノ府縣會議員總選舉及衆議院議員總選舉ニ於テ多大ノ效果ヲ收メ我國選舉史上正ニ一新紀元ヲ劃シタルノ感アリ然レドモ選舉界ノ情弊タル其ノ由來スル所甚ダ遠ク且頗ル深シ從テ單ニ選舉ニ直面シテ各種ノ施設ヲ行フノミニ依リ之ガ根絶ヲ期スルハ固ヨリ至難ノコトニ屬ス即チ其ノ拔本塞源ノ成果ヲ舉ゲンガ爲ニハ將來ニ於テ肅正運動ヲ恒久化シ不斷ノ公民的教化訓練ニ依リテ肅正ノ基礎ヲ鞏固ナラシメザルベカラズ各位克ク此ノ旨趣ヲ體シ官民力ヲ戮セテ選舉肅正ノ徹底ヲ圖リ以テ憲政及自治ノ美ヲ濟スニ努ムルト共ニ進ンデ汎ク公共生活ノ

肅正ニ資スル所アランコトヲ要ス尙衆議院議員選舉及地方
 會議議員選舉ニ關スル改正法令ハ肅正運動ト相俟ツテ相當
 ノ成績ヲ擧ゲ得タリト雖モ選舉界ノ實情ト其ノ動向トニ鑑
 ミ更ニ檢討ヲ加フルノ要アルベシ其ノ他ノ公ノ選舉ニ關シ
 テモ亦之ガ改善ニ付考究ヲ悉クスベキモノアリト認メラル
 ルヲ以テ是等ノ諸點ニ關シ意見ヲ開申セラレシコトヲ望

△

治安ノ確保ハ現下ノ世局ニ際シ最モ喫緊ノ時務タリ過般
 ノ不祥事件後各地ニ於ケル治安ノ狀況ハ各位ノ努力ニ依リ
 概ネ平靜ナルヲ得タリト雖モ仔細ニ諸般ノ情勢ヲ省察スレ
 バ其ノ底流ニ於テ未ダ遽ニ樂觀ヲ許サザルモノアリ此ノ際
 益々察ヲ周匝ナラシメ不穩行動ニ關スル策謀ヲ絶滅セシメ
 以テ事端ヲ未然ニ防止スルノ要頗ル切ナルモノアリ今般不
 穩文書臨時取締法ノ制定ニ依リ所謂怪文書取締ノ徹底ヲ期
 セントスルガ如キ亦此ノ趣旨ニ外ナラズ今後一層細心ノ注
 意ヲ拂ヒ以テ苟モ非違ノ發生スル餘地ナカラシムルニ力メ
 サルベカラズ而モ萬一事アルニ際シテハ克ク大局ニ著眼シ

テ判斷ヲ誤ラズ身ヲ挺シテ事態ノ收拾ニ當ルベキハ殊ニ警
 察官ヲ率キル者ノ責務タリ各位ハ益々警察官ノ士氣ヲ旺盛ナ
 ラシムルト共ニ警察機構ヲ整備充實シテ警察力ノ強化ヲ圖
 リ且警備ノ計畫及訓練ヲ周密ニシ以テ治安ノ確保ニ違算ナ
 キヲ期セラレンコト又要ス

曩ニ府縣會議員及衆議院議員ノ總選舉ノ行ハルルニ際シ
 警察官ガ嚴正公平ナル態度ヲ以テ取締ノ勵行ニ當リ以テ選
 舉界ノ宿弊ヲ防除スルニ多大ノ貢獻ヲ致シ克ク一般ノ期待
 ニ副フコトヲ得タルハ深ク之ヲ多トス然レドモ多數ノ警察
 官ノ中ニハ取締ノ手段方法ニ於テ往々慎重ヲ缺ケル者アリ
 トノ批難ヲ耳ニスルハ寔ニ遺憾ニ堪ヘザル所ナリ苟モ斯ク
 ノ如キ事實ノ存センカ警察精神ノ眞義ニ悖リ警察ニ對スル
 信頼ヲ薄カラシムルニ至ルベキヲ虞ル固ヨリ取締ノ嚴正公
 平ヲ期スベキ方針ニ付テハ從來ニ比シ何等變更アルコトナ
 シ從テ選舉ニ際シ其ノ取締ヲ勵行スベキハ勿論ナリト雖モ
 將來一層警察官ノ教養指導ニ力ヲ致シ以テ人權ノ尊重ニ關
 シ特ニ留意スベキ所以ヲ會得セシムル所ナカルベカラズ

近年全国各地ニ亙リ災害ノ頻發スルヲ見ルハ深ク憂慮ニ堪ヘズ之方當面ノ對策ニ關スル土木關係ノ豫算ハ曩ニ特別議會ニ於テ協贊ヲ經タルヲ以テ其ノ施行ニ當リテハ銳意事業ノ實效ヲ舉グルニ勉メンコトヲ要ス尙政府ニ於テハ水害防備ノ恒久的の方策ニ付考究中ニ屬スルヲ以テ各位ニ於テモ地方ノ實情ニ即シ災害ノ防止輕減ニ關シ適切ナル施設ヲ講ゼラレンコトヲ望ム

各種疾病ニ對スル豫防思想ヲ啓發シ醫療施設ノ擴充ヲ期シ其ノ他防貧救貧ニ關スル各般ノ社會政策的施設ヲ講ズルハ目今ノ國情ニ照シ最モ切要トスル所ニシテ其ノ緊急ヲ要スルモノニ付テハ既ニ豫算ノ成立ヲ見タリ又勞資ノ親和協力ヲ圖リ産業ノ健全ナル發展ヲ期スベキハ極メテ緊切ノ事タルヲ信ズ仍テ新ニ退職積立金及退職手當法ヲ制定シ從來我國獨特ノ美風トシテ發達セル退職手當ノ制度ヲ合理化シ且之ガ普及ヲ圖リ尙職業紹介法ヲ改正シテ職業紹介事業ヲ擴充シ以テ勞働需給ノ調整ヲ期シタリ凡ソ國民生活ノ安定向上竝ニ社會各層ノ偕和ヲ圖ルベキ方策ニ付テハ政府ハ都

市ト農山漁村トヲ分タズ事ノ緩急輕重ニ從ヒ今後更ニ畫策經營スル所アルベキヲ以テ各位ノ此ノ方針ニ策應シ一層此種施設ノ整備充實ヲ圖ルニ努力セラレンコトヲ期待ス

行政機構ノ分化ニ伴ヒ動モスレバ對立ノ弊ヲ馴致シ爲ニ行政全體ノ調和ト其ノ綜合的發展トヲ阻害セントスルノ憾ナキ能ハズ地方行政ヲ統督セラルル各位ハ特ニ各機關各組織相互ノ連絡協調ニ意ヲ用ヒ相率キテ之ガ窮極ノ目的タル國民幸福ノ増進ヲ期スルニ最善ヲ竭サレンコトヲ望ム行政ノ運營往々ニシテ劃一ニ流ルルノ傾向アルハ亦最モ戒心ヲ要スル所ナリ行政ノ任ニ在ル者ハ常ニ地方民人トノ接觸ヲ緊密ニシ其ノ實生活ト眞摯ナル要望トヲ洞察シ各地特異ノ實情ニ即應シタル治政ヲ行フノ用意ナカルベカラズ謂フ迄モナク行政ノ實績ハ其ノ局ニ當ル者ノ如何ニ由ルトコロ頗ル大ナリ從テ適材ヲ適所ニ配シ且其ノ訓督ニ意ヲ須フベキハ固ヨリ業績ノ綜合的考察ニ基キテ其ノ功過ヲ明ニシ處遇ノ適正ヲ期セザルベカラズ

政府ハ内外ノ情勢ニ鑑ミ庶政一新ノ實ヲ舉ゲ以テ現下ノ

難局ヲ打開シ國運ノ伸張ニ貢獻センコトヲ期ス各位ハ敍上ノ諸點ト過般ノ會同ニ開陳シタル所トヲ照合シ一意内政ノ改善振作ニ精進シ以テ報效ノ誠ヲ竭サレンコトヲ切望ス

◎第八調查部委員會

第八調查部第三回委員會は五月五日午前十一時半より内務省道路課長室に於て開催、岩澤委員長、新居、三浦、近藤、藤村の各委員及都筑幹事、遠藤囑託等出席。

岩澤委員長より四月十六日審議せる道路改良史編纂資料を地方廳に依囑する要項に付き、更に具體的な説明あり、左記の如く議決し午後三時半散會せり。(都筑)

「道路改良史」原稿調製要項

- 一、調書ハ總テ道路法施行(大正九年度)以後昭和十年度末(昭和十一年三月末)迄ニ改良又ハ新設セルモノ
- ニ付キ調製セラレタキコト。

二、概要書

概要書ハ府縣道以上ノ道路ニ付キ調製セラレ度キコト

(勿論國直轄施行ノ國道モ包含スルコト)但シ北海道ニアリテハ地方費道、準地方費道ニ付キ調製セラレ度キコト。

(一)道路 第一様式ニ據リ、其ノ道府縣ニ於ケル著名又ハ特種工事ニシテ道路改良史上ニ掲載ノ價值アリト思料セラルルモノ(箇所數ハ指定ノコト)箇所ニ付キ調製セラレ

度キコト、但シ東京府及神奈川縣ニアリテハ復興事業ニ依ルモノハ除外スルト。

(二)橋梁 第二様式ニ據リ延長一〇〇米以上ノ橋梁ニ付キ前同斷

(内務省土木試験所報告ニアル橋梁ハ除外スルコト)

(三)隧道 第三様式ニ據リ延長一〇〇米以上ノ隧道ニ付キ同斷

三、統計表

(一) 第一表 年度別道路改良調

第一表ニ依リ府縣道(北海道ニブリテハ準地方費道)以上ニ付キ調製スルコト

但昭和九年度迄ノ分ハ昭和十年六月二十
四日發甲第二〇號内務省土木局長ノ照會
ニ對スル回答ト其ノ金額及延長ヲ一致セ
シメラレ度

(二) 第二表 鋪裝調

第二表ニ據リ道路別ノ鋪裝ニ付テノミ調
製スルコト

(三) 第三表 年度別鋪裝

第三表ニ據リ前同斷

(四) 第四表 橋梁工事調

第四表ニ據リ道路別ニ架設ノ永久的構造
ノ橋梁ニ付キ調製ノコト

(五) 第五表 隧道工事調

第五表ニ據リ道路別ニ付キ調製ノコト

四、各管内ニ於ケル道路改良一覽圖(管内圖ニ記入スルコ
ト)ヲ添附セラレ度キコト。

五、寫眞ハ成ル可ク新舊對照ノモノトシ簡明ナル説明ヲ附

サレ度ク、大サハ隨意タルコト。

六、期限 昭和十一年十二月迄送付セラレ度。

◎長柄大橋工事(附可動堰工事)概要

「父は長柄の人柱」で名の高い大阪市新淀川に架設の長柄大橋の工事は、大阪府都市計畫事業として、昭和九年一月に工を起し、先月竣功した。その工事報告に就いては、何れ本工事に關係された向に執筆して頂くことにして、茲には概要のみを摘記して置く。(N.T.生)

一、長柄大橋工事

位置自大阪市東淀川區天神橋筋九丁目至同區濱町、路線名大阪吹田線、河川名新淀川及中津運河、起工昭和九年一月、竣功昭和十一年五月、工費二、二七三、七〇〇圓(都市計畫事業費)、橋長七〇六米内大橋六五六米〇一、運河橋二九米四九、他に堤防敷二〇米五〇、幅員二〇米、車道一四米五〇、歩道各二米七五、橋型大橋ゲルバー式鉸桁橋二〇連運河橋型二鉸式鉸桁橋一連、橋臺基礎コンクリート枕扶壁式鐵筋コンクリート造二基、基礎コンクリート枕半重方式鐵筋コンクリート二基、橋脚基礎松丸太枕倒T型鐵筋

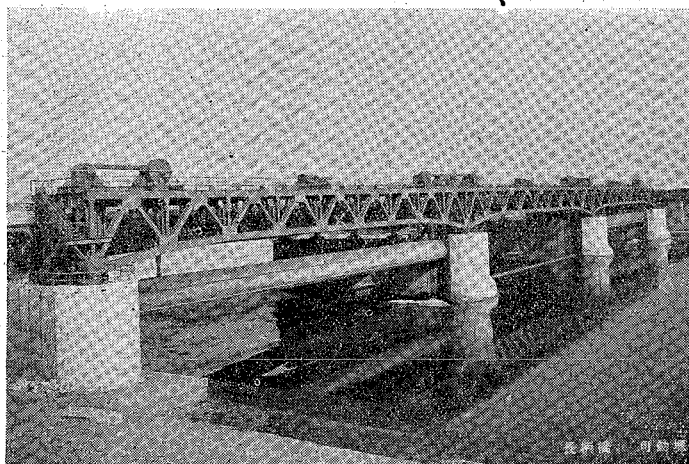
コンクリート造一九基、橋床鐵筋コンクリート造、鋪裝車

月十日、竣功昭和十年七月三十一日、工費三八三、一〇〇圓

道五纏厚アスファルトブロック、
 歩道二纏五厚アスファルトブロック、
 勾配縱斷勾配二三分の一拋物
 線形、横斷勾配車道六〇分の一拋
 物線形、歩道一〇〇分の一直線形、
 主なる使用材料米松杭（末口二五
 纏、長一〇米）四、八九九本、鐵
 筋コンクリート杭（徑四三纏、長
 四米五〇乃至八米七〇二九四本、
 鋼材四、五八九噸、鐵筋六六七噸、
 砂一三、一四〇立米、砂利二四、三
 〇〇立米、栗石三、七三〇立米、
 セメント一五六、三二〇袋、塗料
 一一、五七五疋。

二、可動堰工事

位置新淀川低水敷長柄橋橋脚に附設、起工昭和九年十一 一三五二〇袋。



長 柄 大 橋

（淀川筋可動堰施設費）、構造新淀川
 低水敷一一二米八六間に三徑間の連
 續構橋（徑間各三七米六二）を架し
 各徑間に一個の圓筒形鋼製堰扉（徑
 一米八〇長三四米五六重量約五〇
 噸）を吊し水位一、八米を堰上し大
 阪市内に規定水量を流入せしめ舟
 運の便を計り河川淨化に資す、操作
 堰扉懸吊橋各徑間の中央に三〇馬力
 電動機を据へ堤防上の操作室より電
 鍵により操作す又手動裝置をも兼
 ね、操作時間は電氣操作にて全開八
 米を約五分半手助操作四人掛りにて
 約六時間半、主なる使用材料米松杭
 四一一本、鋼材六〇二噸、セメント